



# 車も自転車も **ルール** を守って安全に

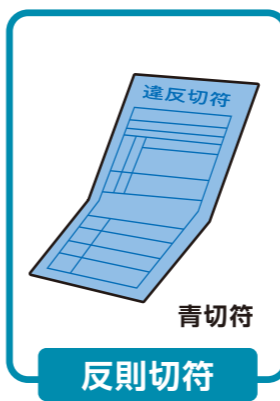
## 5月は自転車マナーアップ運動月間

令和8年4月、道路交通法の一部改正により、車や自転車の交通規定が変わりました。ルールを知っておかないと、思わぬことで罰則や反則金の対象になる可能性も。歩行者、車、自転車がお互いに安全に通行できるよう、交通ルールを学び、より一層の理解を深めましょう。



### ● 自転車にも青切符導入

令和8年4月から、交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）の適用対象が、自動車だけではなく自転車にも広がりました。近年、全国的に自転車に関する交通事故件数や交通違反の検挙件数が増加しています。取り締まり時の書類作成や、取り調べなどの警察側の手続きを簡略化するため、自転車の青切符制度が導入されました。とはいえ、今回の青切符制度の導入は、罰則の強化を目的としたものではなく、自転車が関わる事故の抑止を図るためのものです。



青切符は16歳以上の運転者が対象。16歳未満は、原則として指導警告での処理となります。

### ● 自転車を追い抜く時のルールが変更

車道で、車が自転車を追い抜く場合は注意が必要です。車側と自転車側の双方に対する規定が整備されました。



車側

車が自転車の右側を通過する時は、できる限り十分な間隔（1メートル程度）を空けましょう。1メートル程度の間隔が確保できない場合は、時速20〜30キロメートルで徐行運転を。



自転車側

車が自転車の右側を通過する時、できる限り車道の左端に寄って走行しましょう。必要以上に車道側に広がって走行しないことも交通規定に含まれています。



1メートル程度

規定に違反すると、車にも自転車にも罰則があります。

こんなことをすると違反です！

《違反しやすい反則行為の例》



車道の右側を走行する。歩道を走行する。



車と同じ左側通行

- 車道の左側を走行しましょう。
- 標識があるなど、例外的に歩道を走行する場合は徐行を。



信号無視をする。標識のある交差点で一時停止しない



右見て左見て

- 信号は守りましょう。
- 一時停止標識では止まり、左右の確認を。



スマホを操作しながら運転。お酒を飲んだ後の運転。



スマホ操作や飲酒によって、急な飛び出しに反応が遅れる、バランスを崩すなど危険です。



イヤホンをつけて運転。傘を差しながら運転。



車や歩行者の動きに気づくのが遅れ、重大な事故を起こす危険があります。



9月から自動車の法定速度が変わります！



今年9月1日から、生活道路での自動車の法定速度が、時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。対象となる生活道路とは、主に地域住民が日常生活に利用する、中央線や中央分離帯などが無い狭い道路です。

《法定速度は、標識が無くても適用されます》

改正前



時速60キロメートル

改正後



時速30キロメートル

急がず ゆっくり

《対象となる生活道路の例》



民家・商店が多い道



通学路



坂道など見通しの悪い道